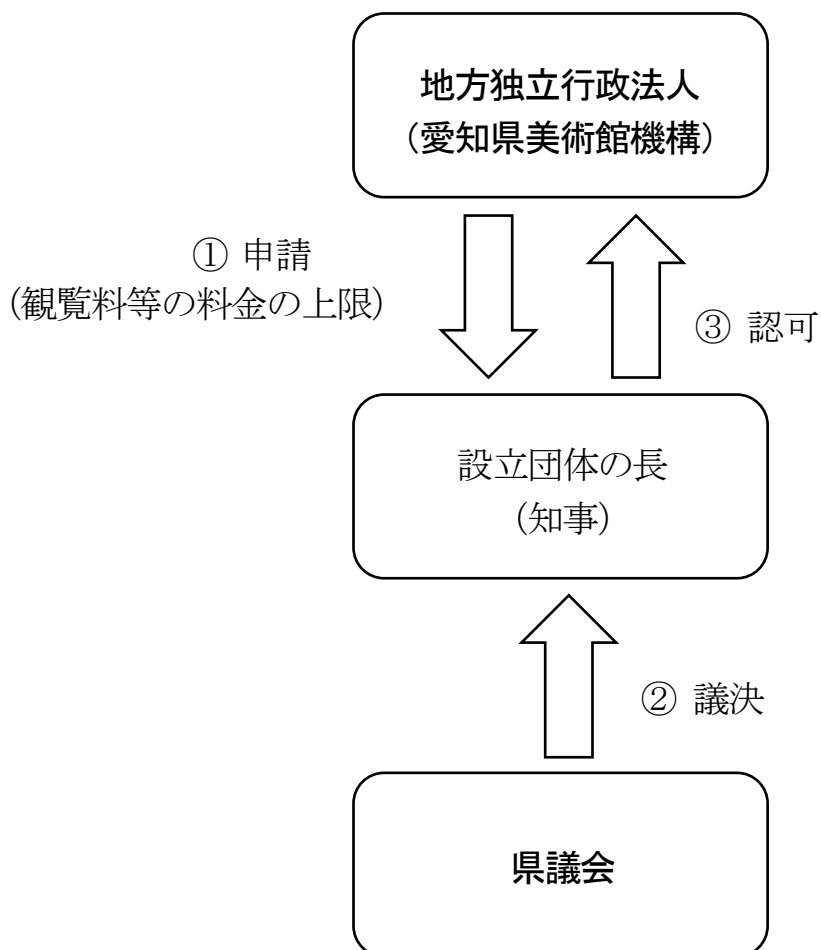


料金の上限の変更に関する認可について



【地方独立行政法人法（抜粋）】

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

料金の上限の変更一覧

(円)

美術館名		県美術館		県陶磁美術館	
		変更前	変更後	変更前	変更後
展覧会 観覧料	常設展示	500	500 (同額)	400	500 (+100)
	企画展示	2,100	4,000 (+1,900)	2,100	2,100 (同額)
展示室使用料		30,200 ※1	30,200 (同額)	11,800 ※2	13,050 (+1,250)
陶芸実習室使用料				900 ※3	990 (+90)

※1 全12室における全日・全部使用のうち最大額

※2 全日・全部利用の最大額

※3 1人あたり7時間につき最大額